

高岡市業務継続計画（震災対策編）【概要】

第1章 総則

★本計画の目的

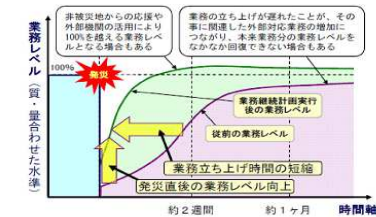
災害時に行政自らも被災し、ヒト、モノ等利用できる「資源」に制約がある状況下において、優先的に実施すべきコト（「非常時優先業務」）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、適切な業務執行を行うことにより、市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活への影響を最小限とすることを目的とする。

★本計画の位置付け（地域防災計画との関係）

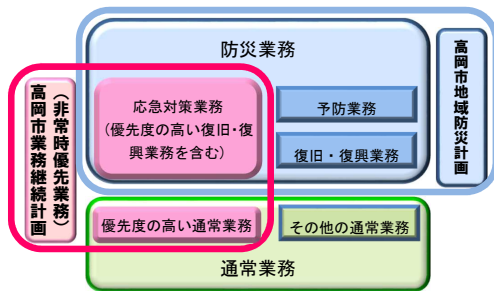
本市では、地域防災計画（震災・津波対策編）で行うべき防災業務を定め、「応急対策業務」については時系列で示している。

また、災害時でも継続が必要な「優先度の高い通常業務」があり、その特定や執行体制を予め検討した。

これらを総称して「非常時優先業務」とし、本計画は、地震による行政の被災を前提として、「資源」に大きな制約を受ける状況下においても、「非常時優先業務」の実効性を確保する。



出典：地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】（平成22年4月、内閣府）



	地域防災計画（震災・津波対策編）	業務継続計画（震災対策編）
内 容	震災・津波対策に関して行うべき対策を「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の時系列に配し、防災活動の実施等に係る基本方針を示した計画	大規模な地震災害時の様々な制約下にあっても、非常時優先業務を適切に執行することを目的とした計画
策定主体	高岡市防災会議	高岡市
実施主体	高岡市、防災関係機関など	高岡市
計画期間	復興まで	主に被災後1ヶ月以内
対象業務	(被災前) ・予防業務 (被災後) ・応急対策業務 ・復旧・復興業務	非常時優先業務の対象となるもの ・応急対策業務(優先度の高い復旧・復興業務を含む) ・優先度の高い通常業務

★計画発動時における基本方針

- 【方針1】市民の生命・身体・財産を最優先で守ること（非常時優先業務の実施）
【方針2】必要な資源（ヒト・モノ）の確保等に努めること（非常時優先業務のための資源の確保）
【方針3】優先度の低い通常業務（コト）は積極的に休止すること（非常時優先業務のための体制確保）

★計画の発動と解除

- 【発動】大規模な地震の発生などにより、高岡市災害対策本部が設置されるとともに、市域又は庁舎などに甚大な被害が生じた場合、若しくは高岡市災害対策本部長が必要と認めた場合とする。
【解除】業務資源の不足等に伴う本市における業務継続上の障害が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で本計画の解除を宣言する。

第2章 想定地震と被害想定

★想定する地震災害

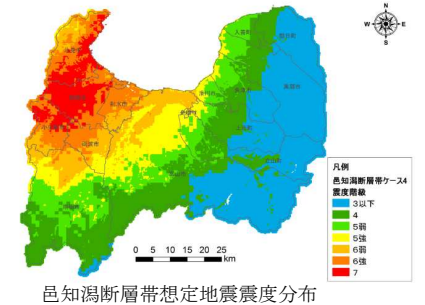
高岡市地域防災計画基本編において、甚大な被害が想定される「邑知潟断層帯」を震源とする地震を前提とし、市内で「震度7の地震」が発生したものとする。

★発生時期

想定地震の発生時期は、冬（積雪など厳しい気象条件）の夜間から早朝とする。ただし、職員参集については、①勤務時間内と②勤務時間外（夜間・休日等）の2パターンとする。

★被害想定

- ①死傷者数 11,307人
(死者数1,996人 負傷者数9,311人)
②地震による建物被害 73,852棟
(全壊46,574棟 半壊27,278棟)
③火災による焼失被害 586棟
④建物屋外付帯物の落下 26,960棟
⑤ブロック塀倒壊 4,138件
(H23.6富山県による呉羽山断層帯被害想定調査結果より)



第3章 本市が実施する非常時優先業務「コト」

★非常時優先業務の選定

発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境がおおむね整って通常業務への移行が確立されるまでの目安を1ヶ月とし、発災から1ヶ月以内に優先的に着手すべき業務を対象とした。

★非常時優先業務（「コト」）の選定結果

業務開始 目標時期 (注)	非常時優先業務数			主な業務の例 (◆：応急対策業務、◇：優先度の高い通常業務)
	必要人数	必要人数	必要人数	
フェーズ1 (1時間以内)	61件	53件	8件	◆災害対策本部の設置 ◆消防部隊の運用(生命、身体、財産を災害からの保護) ◆要配慮者支援に関すること ◆管理施設への来庁者等の安全確保 ◆避難所の開設 ◇関係機関、各種団体との連絡調整
	406人	390人	16人	
フェーズ2 (3時間以内)	46件	43件	3件	◆広報車による災害状況等の巡回広報 ◆被災者の保護及び収容等救援活動策の策定及び実施 ◆広域避難場所の安全確保 ◇避難情報や救助活動等に関する情報の周知
	262人	255人	7人	
フェーズ3 (24時間以内)	67件	45件	22件	◆道路・河川の応急措置 ◆被災者のニーズを把握するための広聴活動開始 ◆供給物資・緊急輸送手配 ◇住民記録、税等の基幹系システムの被害状況確認
	288人	203人	85人	

フェーズ4 (72時間以内)	50件	21件	29件	◆仮庁舎の設営 ◆応急危険度判定の実施 ◆緊急輸送道路の確保 ◇福祉避難所の開設
	196人	103人	93人	
フェーズ5 (14日以内)	43件	18件	25件	◆り災調査の実施・証明書の発行 ◆応急仮設住宅の建設 ◇学校施設の管理運営
	109人	61人	48人	
フェーズ6 (1カ月以内)	32件	14件	18件	◆授業再開に向けた教職員の確保（教材確保含む） ◆避難所等被災者に対する健康・心の問題への支援等 ◇生活再建に関する情報の周知
	92人	37人	55人	

（注）業務開始目標時期は、あくまで目安であり、実際の被災状況に応じて変化する。

第4章 業務継続の課題と対応策

想定地震が発生した場合を想定し、非常時優先業務に必要な業務資源等の確保に係る現状での課題及び利用可能な業務資源等を前提とした災害時の対応策について検討し取りまとめた。

項目	現状で発災した場合の主な行動（●：課題、○：対応策）
人員体制 (勤務時間内)	●災害により従事不能な職員が発生する可能性がある。 ○身の安全を確保する訓練や書棚等の転倒防止措置を実施する。
人員体制 (勤務時間外)	●特にフェーズ1において、職員数が大きく不足している。（※1） ○職員参集マニュアルにより、迅速に参集する。
庁舎	●本庁舎が倒壊しているおそれがある。 ○代替庁舎（分庁舎方式）に移転する。（※2）
電力	●本庁舎の倒壊により、変電設備が使用できないおそれがある。 ○車庫棟などに非常用発電機の設置を検討する。
通信	●非常用発電機が起動しない場合、災害時優先電話が使用できない。 ○防災情報メール、防災行政無線など、あらゆる情報伝達手段を活用する。
情報システム	●システムが停止するおそれがある。 ○紙媒体などの代替手段を確保する。
その他	●協定を締結している業者から、仮設トイレの供給に時間を要する。 ○携帯トイレ、簡易トイレを備蓄する。

※1 本市職員の参集予測結果および1人あたりの業務量

時間区分	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	72時間	1週間	計
非常時優先業務の必要人数(A)	406人	668人	956人			1,152人	1,261人	
参集予測人数(B)	49人	234人	362人	384人	384人	460人	690人	767人
時間区分ごとの参集率	6.4%	30.5%	47.2%	50.1%	50.1%	60.0%	90.0%	100.0%
一人あたりの業務量(A)/(B)	8.3	2.9	2.6			2.5	1.9	

（避難所運営要員、各消防署、市民病院、保育園、用務員、調理員、出向職員を除く）

注）阪神・淡路大震災における神戸市等の参集率を参考に、厳しい条件を前提として予測している。

※2 本庁舎利用不能時の代替庁舎の選定

	建築時期	耐震診断	耐震化工事	階数	利用可能性	災害時の入居部局
本庁舎	S55	済み	未実施	8階	不可	—
車庫棟	S55	済み	耐震補強	2階	可	災害対策本部
議会議棟	S55	済み	改修不要	2階	可	未来政策部、総務部、会計課、議会事務局、監査委員事務局
上下水道局棟	S55	済み	改修不要	3階	可	都市創造部、上下水道局
旧福岡庁舎	S59	—	—	4階	可	生活環境文化部
ふくおか総合文化センター	H9	—	—	2階	可	教育委員会
福岡健康福祉センター	H14	—	—	2階	可	福祉保健部
上関庁舎	S51	済み	耐震補強	3階	可	上下水道局（一部）
保健センター	S61	—	—	3階	可	福祉保健部（健康増進課）
環境政策課職員棟	H7	—	—	3階	可	生活環境文化部（環境政策課）
伏木コミュニティセンター	H27	—	—	3階	可※2	伏木支所
戸出コミュニティセンター	H25	—	—	2階	可	戸出支所、産業振興部、農業委員会事務局
中田コミュニティセンター	H22	—	—	2階	可	中田支所
消防本部 車庫棟	S48	済み	未実施	3階	不可	—
消防本部 事務棟	H5	—	—	3階	可	消防本部

※1 新たな市施設が整備された場合は、代替庁舎および各部局の配置をあらためて検討する。

※2 津波の避難対象地域に立地しているため、余震が落ち着くまで、窓口業務は開設しない。

第5章 業務継続計画の継続的な改善

★業務継続力の維持・向上

- 業務継続計画は一旦策定すればよいというものではなく、計画の実効性を高めるため、平常時から研修や訓練等を通して、計画の実行性等を点検・是正し、レベルアップに取り組んでいかなければならない。
- 「高岡市業務継続計画会議」「高岡市業務継続計画幹事会」により、本計画に基づく対策の進捗管理、情報共有、計画の見直し等の計画の運用、推進を行う。



★業務実施体制及び業務資源の確保等に係る今後の取組

【コトに係る今後の取組み】

- 各課の非常時優先業務について、誰がどの業務をどのフェーズで実施するのか、あらかじめ定めた各課災害対応マニュアル等の整備
- 手作業による業務継続方法の検討

【ヒトに係る今後の取組み】

- 安全確保や救出・救護、早期参集に関する研修や訓練等の実施
- 職員の安否確認とその家族との安否確認手段の啓発
- 各職員の参集基準や参集の際の注意事項や服装、携行品等を記載した職員参集マニュアルの整備

【モノに係る今後の取組み】

- 代替施設へ移転の際の事前準備
- 電気、通信の確保に係る検討
- 職員用の食料、飲料水等の備蓄（各職員で災害備蓄を検討）